

参考資料

1 大垣市介護保険運営協議会設置要綱

大垣市介護保険運営協議会設置要綱

[平成12年10月1日制定]

(設置)

第1条 大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な推進を図るため、大垣市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 介護保険事業計画の進行管理に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の見直しに関する事項
- (3) 介護保険事業費（保険料）に関する事項
- (4) 地域包括支援センターに関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、18人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体に属する者
- (3) 大垣市介護認定審査会委員
- (4) 介護サービス事業者関係団体に属する者
- (5) 地域団体に属する者
- (6) 介護者団体に属する者
- (7) 医療保険者に属する者
- (8) 市民公募による者

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 大垣市介護保険運営協議会委員

(敬称略)

区 分		氏 名	所 属 団 体 名
学識経験者	委 員	飯 尾 良 英	中部学院大学人間福祉学部
保健医療分野	会 長	沼 口 諭	大垣市医師会
	委 員	馬 淵 直 樹	大垣歯科医師会
	委 員	西 脇 了	大垣薬剤師会
福祉分野	委 員	大 橋 奈 麻 輝	大垣市社会福祉協議会
	委 員	大 石 教 嗣	大垣市民生・児童委員協議会
介護認定審査会	委 員	加 藤 悟 司	大垣市介護認定審査会
介護サービス事業者	委 員	伊 藤 浩 明	大垣市介護サービス事業者連絡会
地域団体	副会長	清 水 十 三 男	大垣市連合自治会連絡協議会
	委 員	山 田 明 子	大垣市女性連合会
	委 員	西 田 勝 嘉	かがやきクラブ大垣
介護者団体	委 員	臼 井 浪 子	認知症の人と家族の会岐阜県支部
	委 員	桐 山 淳	大垣市介護者の会
市民公募	委 員	高 橋 美 和 子	第1号被保険者
	委 員	藤 田 雅 子	第2号被保険者

3 大垣市介護保険運営協議会日程

年月日	項目	内容
令和3年 7月14日	令和3年度 第1回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画）の進捗状況について ・第8期介護保険事業計画の介護サービス基盤整備について
令和4年10月 5日	令和4年度 第1回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）の進捗状況について ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定のためのアンケート調査について
11月18日	令和4年度 第2回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定のためのアンケート調査について
令和 5年 7月12日	令和5年度 第1回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）の進捗状況について ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）策定のためのアンケート調査結果について ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定について
10月 4日	令和5年度 第2回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定について
11月 1日	令和5年度 第3回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定について
12月15日	市議会教育福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）の報告
12月16日～ 令和6年 1月15日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）の意見募集

年 月 日	項 目	内 容
2月 7日	令和5年度 第4回 大垣市介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)のパブリック・コメントの結果について ・大垣市介護保険条例の一部改正について
3月15日	市議会教育福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)の報告
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の決定

4 第6期大垣市介護給付適正化計画

第6期大垣市介護給付適正化計画

1 趣 旨

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性の確保に資するものです。

本市では、国が示した指針に基づき、「第6期大垣市介護給付適正化計画」を策定し、適正化事業に取り組んでいきます。

2 計画期間

第6期大垣市介護給付適正化計画は、第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性を図るため、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3 大垣市介護給付適正化計画の実施状況（第5期）と実施目標（第6期）

介護給付適正化は、主要3事業を柱として取り組んでいくほか、給付実績の活用、指導監督への取組を実施します。

(1) 主要3事業の取組

① 要介護認定の適正化

◇ 事業内容

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市職員等が書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認 定 調 査 票 の チ ャ ッ ク	全件 (4,714)	全件 (5,397)	全件 (6,180)	介護認定申請に係る認定調査の 全件		

◇ 実施結果と課題

要介護認定調査の適正化を図るため、介護認定審査会の資料である認定調査票などの書類全件について、市職員により点検を実施するとともに、抽出した認定調査に対し、市職員による同行訪問調査を実施し、現場指導及び事後指導などを行いました。

◎ 今後の取組

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、市職員による点検等を実施します。

また、抽出した認定調査に対し、市職員による同行訪問調査を実施します。

② ケアプラン等の点検

1) ケアプランの点検

◇ 事業内容

介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立支援に資する適切なものとなっているかを書面により確認を行うとともに、「気づき」を共有し、協働で資質の向上を図ります。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
書 面 (件)	21	20	20	20	20	20

◇ 実施結果と課題

ケアプランの点検について、事業所を選定のうへ、書面により点検を行いました。また、研修会等で「気づき」や課題をフィードバックしました。

継続的にケアマネジメントの質の向上を図るためには、保険者としての知識・技術の向上及び介護支援専門員と協働で行うことが必要です。

◎ 今後の取組

効果的な点検を行えるよう国が作成したケアプラン点検支援マニュアルや国保連介護給付適正化システムを活用し、引き続き、介護支援専門員が利用者の自立支援に資するケアプランを適正に作成できるよう、書面による点検を行います。また、必要に応じて、事業所訪問等を行います。

2) 住宅改修等の点検

◇ 事業内容

利用者の身体状況等にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が行われることがないように、改修工事の施工前に工事見積書等の点検を行うとともに、施工後に竣工写真等により施工状況等を点検します。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調 査 件 数 (件)	全件 (501)	全件 (488)	全件 (480)	全件	全件	全件

◇ 実施結果と課題

住宅改修の点検について、申請書類等の書類審査を全件実施しました。また、必要に応じ、リハビリテーション専門職種等と現地調査を行いました。

◎ 今後の取組

改修工事施工前の工事見積書の点検や、施工後の写真申請書類等の点検を実施します。また、必要に応じ、リハビリテーション専門職種等と現地調査を行います。

3) 福祉用具購入・貸与調査

◇ 事業内容

福祉用具利用者に対し、福祉用具の必要性や利用状況等を点検し、身体状況等にそぐわない不適切又は不要な福祉用具購入や福祉用具貸与が行われていないか確認を行います。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調 査 件 数 (件)	71	74	60	60	60	60

◇ 実施結果と課題

福祉用具購入の調査では、利用者の状態像等からみて、福祉用具の必要性について確認し、身体状況等にそぐわない不適切又は不要な購入がないか点検しました。

福祉用具貸与の調査では、岐阜県国民健康保険団体連合会（国保連）から提供される帳票等により、利用者ごとに状態像と異なるケースや複数品目を利用しているケースなどの内容確認を行いました。また、軽度者への福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように、医師の所見やサービス担当者会議の記録をもとに確認し、届出がないまま貸与していた場合、指導を行いました。

福祉用具購入については、購入後の申請となるため、事業所が正しい知識でサービス提供できるよう情報共有及び情報提供に努めることが必要です。

◎ 今後の取組

利用者の状態像等からみて、利用が想定しにくい福祉用具購入・貸与により、自立支援が阻害されていないかなど、福祉用具の必要性や利用状況を確認します。また、引き続き、福祉用具購入・貸与における正しい知識や最新情報を周知、指導します。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

◇ 事業内容

医療情報との突合では、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また、縦覧点検では、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処理を行います。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合	全件 (2, 287)	全件 (2, 408)	全件 (2, 350)	全件	全件	全件
縦 覧 点 検	全件 (14, 164)	全件 (15, 874)	全件 (15, 000)	全件	全件	全件

◇ 実施結果と課題

国保連への委託により、国保連で審査支払業務を行う介護給付の全件について、医療情報との突合及び縦覧点検を実施しました。

◎ 今後の取組

国保連への委託により、審査支払業務を委託している介護給付の全件について、医療情報との突合及び縦覧点検を実施します。疑義のある事業者については、ヒアリング等を行い、必要に応じて返還請求を行います。

(2) その他の取組

① 給付実績の活用による分析・検証

◇ 事業内容

国保連で実施する審査支払業務の結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や請求誤り等の多い事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者等の指導育成を図ります。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況と利用サービスの突合	国保連からの給付実績の提供に合わせ毎月実施			国保連からの給付実績の提供に合わせ毎月実施		
支給限度額の一定割合事業所の確認	国保連からの給付実績の提供に合わせ毎月実施			国保連からの給付実績の提供に合わせ毎月実施		

◇ 実施結果と課題

国保連から提供される給付実績データを基に、「認定調査状況と利用サービスの不一致」や「支給限度額の一定割合を超える事業者」等を確認し、必要に応じて過誤調整等を行いました。

事業者が提供するサービスについて、介護保険制度の誤った解釈により不適切なサービス提供につながることはないよう、国保連から提供される給付実績データを活用して、不適切な給付や請求誤り等が多い事業者等を指導育成することが必要です。

◎ 今後の取組

国保連から提供される給付実績データを活用して、「認定調査状況と利用サービスの不一致」や「支給限度額の一定割合を超える事業者」等を確認し、必要に応じて過誤調整や事業者等への指導を行います。また、過誤調整後、正しい請求がされているかを確認します。

② 介護サービス事業者の指導監督

◇ 事業内容

地域密着型サービス事業者等に対し、保険給付に関する文書、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関する事項について、保険者として効率的な指導監督に努め、事業者に対する指導や不正請求等に関する監査を実施し、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

◇ 実績・目標

区 分	実 績		見込み	目 標 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運 営 指 導	事業者の指定有効期間(6年間)内に1回以上実施 新規指定事業者については指定から1年後に1回実施			事業者の指定有効期間(6年間)内に1回以上実施 新規指定事業者については指定から1年後に1回実施		

◇ 実施結果と課題

計画どおり実施し、制度に関する認識に誤りがあった事業所に対しては改善を求め、適切な運用ができるように指導を行いました。また、指摘の多い事例について市内事業所へ周知し、運用見直しの一助としました。

◎ 今後の取組

運営指導の実施にかかる事業所の負担を考慮した上で、より効果的な実施方法を検討し、取り組めます。また、制度改正に関する留意点等を随時情報提供し、正しい運用ができるよう支援します。

4 計画の進行管理

設定した実施目標について、毎年度、実施状況や目標の達成状況に関する調査・分析を行い、大垣市介護保険運営協議会において報告を行うとともに公表します。